

森林工事における現場環境改善実施要領

(目的)

第1条 本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、静岡県が発注する森林工事において地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の実施について必要な事項を定め、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善に資することを目的とする。

(対象範囲)

第2条 原則として、全ての屋外工事を対象とする。但し、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

(積算方法)

第3条 基本的な考え方

(1) 現場環境改善費の率分に要する費用は、原則、当初設計から計上する。但し、第2条(対象範囲)で示す工事内容により実施が困難なものや効果が期待できないとして、当初設計で対象外としていた場合においては、契約後、受発注者間協議により変更設計からであっても適用できるものとする。

(2) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、受発注者間協議による変更設計から積上げ計上を行うことができるものとする。

なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、設計変更の対象範囲について、以下に示す例示を参考に、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積上げ計上することができるものとする。

＜設計変更の対象とする熱中症対策・防寒対策に係る費用(例)＞

例)・遮光ネット ・大型扇風機 ・製氷機 ・ミストファン 等

＜設計変更の対象としない熱中症対策・防寒対策に係る費用(例)＞

例)・空調服 ・経口補水液等飲料 ・塩飴 ・熱中症対策キット 等

第4条 積算方法

算出方法は以下のとおりとする。

算出式 $K = i \cdot P_i + \alpha$

K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

P_i ：対象額（直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象分）

＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億を超える場合は5億円とする。

α ：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）

※森林工事：森林整備事業（中山・林道）における工事 対象額（ P_i ）		現場環境改善費率： i (%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費 (処分費等を除く共通仮設費対象分)	5 億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot P_i^{-0.175}$	$i = 32.5 \cdot P_i^{-0.202}$
+			
支給品費（共通仮設費対象分）	5 億円を超える場合	1.73	0.71
+			
無償貸付機械等評価額			

- (1) 率に計上されるものは、別表 1 の内容のうち原則として、各計上費用（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 項目ずつの合計 4 つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況等により組合せ、計上費目及び実施項目を変更してもよい。
- (2) 積上げ計上分（ α ）に計上されるものは、現場の施設や設備に対する「熱中症対策・防寒対策に関する費用」及び「率分で計上することが適当でないと判断されるものの費用」である。
- (3) なお、現場環境改善費率（ i ）は、全ての計上費目における率を一括したものである。
- (4) 現場環境改善に関する費用の対象額（ P_i ）は 5 億円を限度とする。

（実施計画及び確認方法）

第 5 条 現場環境改善費の適用方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場環境改善費で実施する内容について、具体的な実施内容、実施期間を【様式 1】に記載し、実施する内容の作業前に提出する。
- (2) 受注者は、工事完成までに【様式 2】【様式 3】により実施した状況を報告すること。

（留意事項）

第 6 条 現場環境改善費の適用に関する留意事項は次のとおりとする。

- (1) 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- (2) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。なお、国税庁「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出すること。
- (3) 施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定すること。

（特記仕様書への記載）

第7条 特記仕様書への記載については、次の記載例を参考として適用する。

【特記仕様書への記載例】

〇〇条 現場事務所等への木材利用

- 1 現場事務所等への木材利用は、受注者が任意で実施するものとする。
- 2 現場事務所等への木材利用とは、以下のとおりである。なお、構造・仕様は問わない。
 - （1）壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。
 - （2）現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所の正面1面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。
- 3 使用する木材は、合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとする。
- 4 現場事務所等への木材利用に係るすべて費用は、現場環境改善費の率計上に含まれる。
 - （1）現場環境改善費の営繕関係の実施する内容（率計上分）に「現場事務所等への木材利用」を追加するものとする

計上費目	実施する項目（率計上分）
仮設備関係	（略）
営繕関係	（略） 5．現場事務所等への木材利用
安全関係	（略）
地域連携	（略）

（2）現場事務所等への木材利用として工事施工箇所の地域材を使用した場合は、地域連携の実施する内容（率計上分）の「社会貢献」として実施したことを認める。

附 則

この要領は令和8年10月1日から施行する。

[別表 1]

計上費目	実施する項目（率計上分）
仮設備関係	1. 昇降設備の充実 2. 環境対策の充実 3. I C T設備の充実 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実等 5. 現場事務所等への木材利用
安全関係	1. 工事標識・証明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、P R看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・運営管理等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）